

懺法における宗教的倫理と儀礼

加 藤 正 賢

(愛知学院大学)

1 問題の所在

懺法は、自らが違反した罪過を懺悔する儀式的な法会であり、別称として、懺儀・礼懺とも呼ばれ、梁代に成立しそれ以降、寺院だけでなく中国社会でも盛んに行なわれ、隋・唐代に式次第の形式が整ったとされる。そして懺法には、数多くの儀則が存在し、諸經典を基に作成された、又、本尊の種類によって「法華懺法」「方等懺法」「観音懺法」「金光明懺法」等⁽¹⁾があり、特に、天台智顗(538～597)が多くの懺法をまとめ形式を整えた。

これまでの先学の研究では、中国仏教にて作成された各種懺法の意義・特徴が述べられてきた。しかしながら、先学の多くは、法華・方等・観音・金光明懺法等、各懺法の成立・意義に留まっており、中国の時代ごと(隋・唐)に懺法がどのように行なわれていたかという、時代ごとの全体的特徴が明らかにされて来なかった。本来、懺法実修の主体者となるのは僧侶であり、寺院内で僧侶の為に行なわれた懺法が、時代を経て如何にして国家(社会)・民衆と関わりを持ったのであろうか。

先述の通り懺法が盛んに実修された隋・唐代の仏教における動向を考察する上で、同時代ごとの的確な史料となりうるのは、道宣(596～667)が、645年(貞観19年)に撰述した『続高僧伝』があげられる。『続高僧伝』に

は、凡そ140年間に渡る高僧340人、付伝160人の記事が列举され、懺法の動向についても記載されている。

本稿は、『統高僧伝』を基礎資料として用い、時代区分として隋・初唐の懺法を中心に実例の目的に限定し、まず、①懺法の事例を対象者別、②時代別、③目的別と、3つのカテゴリーに分け分析し、6世紀後半から7世紀初頭の中国社会（国家・民衆）にて、どのような目的で懺法が行なわれ僧俗間の接触があったのか、当時の中国社会が懺法に何を期待したのか考察し、時代ごとの比較・検討をして行きたい。

2 『統高僧伝』における懺法の実例と目的

本節ではまず、『統高僧伝』にみられる懺法の実例を下記に列举した。列举にあたり、具体的に用語として、各諸經典による懺法（例：法華懺法・方等懺法等）・懺法のみの記述・懺法の別称であり、『統高僧伝』に見られる、礼懺・礼悔等を取り上げ一覧表とした。⁽³⁾

『統高僧伝』における懺法の実例の一覧

No.	典拠	本文	内容	年代・時代
1	『統高僧伝』 「寶唱」 T50巻426C	下勅。令唱總撰集錄以擬時要。或建福禳災。或禮懺除障。……	梁の武帝が勅を下して、建福穰歳・禮懺除障等をまとめ定めた。	天監五年 (505)
2	同「同」 T50巻427B	其年三月六日。帝親臨幸。禮懺敬接。以爲常准。	大通元年の3月6日に梁の武帝が、寶唱の元で禮懺をし、ならわしとした。	大通元年 (527)

3	同「達磨」 T50巻435C ～436A	初開皇十三年廣州有僧行 <u>塔懺法</u> 。以皮作帖子二枚書爲善惡兩字。令人擲之。得善者吉。又行自撲法以爲減罪。	開皇13年に、広州のある僧が塔懺法を行なった。札に善惡の二字を書き、善を得れば吉となり、自らを打ちつけければ、罪を減ずるとした。	開皇13年 (593)
		青州居士接響同行。官司檢察謂是妖異。其云。此塔懺法。依占察經。 <u>自撲懺法</u> 。依諸經中五體投地如大山崩。	青州の居士が、「この塔懺法は占察經に基づいており、自撲の懺法をする事は、五体投地して太山を崩さすような事」と言った。	開皇13年 (593)
4	同「彦琮」 T50巻438A	自爾專思罪累屏絕人事。息意言筌行 <u>方等懺</u> 。供給貧病。	罪を考え人を遠ざけて、一心に方等懺法を行ない、貧しい人や病者を奉仕した。	大業6年以降 (610～)
5	同「玄奘」 T50巻458A	自般若翻了。惟自策勤行道 <u>禮懺</u> 。	悟りの智慧を持って翻訳が終わり、自ら進んで行道し禮懺した。	龍朔三年 (663)
		先造俱胝十億像所。 <u>禮懺</u> 辭別。有門人外行者。皆報好去。	数えられない多くの像の前で、禮懺してその場を去った。	麟徳元年 (664)
6	同「法寵」 T50巻461B	正勝寺法願道人善通樊許之術。謂寵曰。君年	法寵は、正勝寺の法願に、「あなた	永泰元年 (498)

		滿四十當死。無可避處。唯有祈誠諸佛懺悔先愆。越脱或可冀耳。寵因引鏡驗之。見面有黑氣。於是貨賣衣鉢資餘。併市香供。飛舟東逝。直至海鹽居在光興。閉房禮懺杜絕人物。晝忘食息夜不解衣。迄年四十。歲暮之夕忽覺兩耳腫痛。彌生怖懼。其夜懺禮已達四更。	は40歳で死ぬ、免れる事はない。唯、諸仏に懺悔するべき」と言われる。その後、寝食を忘れ、禮懺し、40歳の時に、耳が腫れ痛みを覚える。ある夜に禮懺していると、「貴方の死相は無くなった」と、聞こえる。そして、耳に骨が宿った。	～永元二年 (500)
7	同「僧旻」 T50卷462C	十一年春忽感風疾後雖小間。心猶忘誤言語遲蹇。旻曰。自登座講說已二十年。如見此病例無平復。講事盡矣。乃修飾房內隔立道場日夜禮懺。後吳郡太守張充。吳興太守謝覽。	天監十一年に、梁の武帝が病を患い、僧旻が、道場を建てて日夜禮懺した。	天監十一年 (511)
8	同「明徹」 T50卷473C	帝因於寺爲設三百僧會。令徹懺悔。自運神筆製懺願文。事竟遂卒寺房。即普通三年十二月七日也。	梁の武帝が、三百の僧会を設け、懺悔に徹し自ら懺悔文を作成した。	普通三年 (522)
9	同「寶瓊」 T50卷479C	又聖人至理開士微言。月落參橫清誦無逸。及燭然香馥懺禮方宵(霄)。迹怠心勤外和内祕。	大乘の修行者の言葉は、月が落ちて、自己を見失う事無く、清らかに読誦し懺禮した。	至徳二年以降 (584～)

10	同「淨願」 T50巻504C	會文帝造塔。勅遣送舍利于潭州之麓山寺。初至州治度湘西岸。將及山所忽有奇鳥。數萬爲群五色相翻。……識者以爲山神眷屬之變象(像)故也。願以瑞聞。帝大嗟賞。而教授爲務。六時禮懺初儀不怠。敬慎法律如聞奉用。自見法匠多略戒宗。	文帝が、麓山寺に塔を建てて舍利を送る。途中で奇鳥が現れ、使者を先導する。帝は喜び六時禮懺した。	隋代
11	同「慧海」 T50巻510A	後又送舍利于熊州十善寺。有人攀壁及痼疾者積數十年。聞舍利初到。輿來禮懺心既殷至。忽便差損輕健而歸……	舍利を熊州の十善寺に送った所、人々の手足が痙攣し病者が出た。慧海は禮懺したところ、皆元に戻った。	隋代
12	同「法侃」 T50巻513B	以侃道洽江潯。將欲英華京部。乃召而隆遣。既達本寺厚供禮之。盛業弘被栖心止觀。時復開道唯(惟)識味德禮懺。匠益情學亟動物心。	法侃は、都に招かれ止觀の行に励み、禮懺し人々の心を動かした。	仁寿二年以前 (~602)
13	同「吉藏」 T50巻514B	晚以大業初歲。寫二千部法華。隋曆告終。造二十五尊像。捨房安置。自處卑室。昏曉相仍竭誠禮懺。	吉藏は、大業元年に法華經を写し、二十五体の仏像を造り、自ら粗末な堂に移り、禮懺を行なった。	大業元年 (605)
14	同「慧海」 T50巻515C	既冥會素情深懷禮懺。乃覩神光炤燦。慶所希	慧海は、深く禮懺を思い抱いていた	大象二年 (580)

		幸。於是模寫懇苦。願生彼土。沒齒爲念。	所，神光の輝きを見て喜び，書き写し，彼岸への到達を念じた。	
15	同「智琰」 T50巻532A	講念之餘。常行法華金光明普賢等懺……	智琰は，講会の他に，常に法華・金光明・普賢等の懺法を行なった。	武徳七年 (624)
16	同「慧眺」 T50巻539C	至十三年三月九日中時。佛前禮懺因此而終。	貞観十三年に仏前で禮懺し入寂した。	貞観十三年 (639)
17	同「恵成」 T50巻557B	當時造禪門者數十人。皆先達者。成以後至恐不相及。乃以夜達晝。開眼坐禪。經十有五年。思令入方等觀音法華般舟道場。歷鎖障三年依行。魔業禪鬼頗因散絶。乃示以正法。專思玄寂。	志を共にするもの同士が，坐禪を十五年修め，また方等・観音・法華・般舟の懺法を三年行ない，悟りに至った。	梁代(六世紀後半)
18	同「慧思」 T50巻563A	法華三昧大乘法門一念明達。十六特勝背捨除入。便自通徹不由他悟。	法華三昧は大乗の真理へ至る教えであり，一瞬にして仏の智慧を受け，心の散乱を除く十六特勝・煩惱の束縛から解脱する背捨・人間存在の構成要素を区別する陰入を他に頼らず自ら悟るとした。	隋代
19	同「同」 T50巻563B	顗有疑焉。思爲釋曰。汝向所疑。……吾既身	智顗は，慧思に論され，法華の行法	隋代

		證不勞致疑。顓即諮受 <u>法華行法</u> 。三七境界難卒載叙。	を理解した。	
20	同「同」 T50巻563C	告衆人曰。若有十人不惜身命常修 <u>法華般舟念佛三昧</u> 方等懺悔常坐苦行者。隨有所須吾自供給必相利益。	慧思が臨終に至り、 <u>法華・般若・念仏三昧・方等懺悔</u> の行ずる難しさを説いた。	隋代
21	同「智顓」 T50巻564B	昔在靈山同聽法華。宿緣所追今復來矣。即示普賢道場。爲説四安樂行。顓乃於此山行 <u>法華三昧</u> 。……故思云。非爾弗感。非我莫識。此 <u>法華三昧</u> 前方便也。	智顓は、大賢山において、 <u>法華三昧</u> を行なった。	隋代
22	同「同」 T50巻565B	永陽王伯智。出撫吳興。與其眷屬就山請戒。又建七夜 <u>方等懺法</u> 。	智顓が、永陽王伯智に対して受戒をし、 <u>方等懺法</u> を行なった。	六世紀中期 (六世紀後半)
23	同「同」 T50巻565B	俄而王因出獵墮馬將絶。時乃悟意。躬自率衆作 <u>觀音懺法</u> 。不久王覺小醒。憑几而坐。	陳の永陽王伯智が馬から落ちたが、 <u>觀音懺法</u> により助かった。	六世紀中期 (六世紀後半)
24	同「智顓」 T50巻567A	王躬受持。後蕭妃疾苦。醫治無術。王遣開府柳顧言等。致書請命願救所疾。顓又率侶建齋七日。行 <u>金光明懺</u> 至第六夕。忽降異鳥飛入齋壇。宛轉而死。須臾飛去。又聞豕吟之聲。衆並同	煬帝の皇后、蕭妃が苦しみ、智顓が <u>金光明懺法</u> を行なった。	隋代

		矚。覬曰。此相現者。妃當愈矣。鳥死復蘇。表盃(蓋)棺還起。豕幽鳴顯示齋福相乘。至于翌日。患果遂瘳。王大嘉慶。時遇入朝。旋歸台岳躬率禪門。更行前懺。仍立誓云。		
25	同「智舜」 T50卷570B	手執卷右手執燭十宿五宿目不曾斂。佛名贊德誦閱如流。昏晝六時禮懺終化。	智舜は、一心に仏名し讃嘆し、昼夜禮懺し臨終した。	開皇十年以降 (590～)
26	同「眞慧」 T50卷575A	大業元年。餌黃精(菁)絶粒百日。檢校教授坐禪禮懺不減生平。後覺肥(肌)充。	眞慧は、葦を食し米を絶ち、坐禪・禮懺を教授した。	大業元年 (605)
27	同「法純」 T50卷575B	遂行方等懺法。四十五年常處淨場宗經檢失。	法純は、方等懺法を45年行なった。	隋代
28	同「智通」 T50卷577C	又蓋母王氏。久懷篤信。讀誦衆經。禮懺發心。以往生爲務。	煩惱の多い者が、信心を抱き諸經を読み禮懺し往生した。	大業7年 (611)
29	同「智滿」 T50卷583A	智滿蒸仍國化引而廣之。故使聞風造者負笈奔注。初則設儀。禮懺用攝恒(疎)情。後便隨其樂欲。靜思宴坐。滿躬事衆法身預僧倫。形止方雅威嚴猛肅。眉目濃朗白黑交臨。預有參拜莫不神	智滿は禮懺を設けて、身内の為に方等懺法を行ない願った。	唐代

		骸而毛動。咸加敬(景)仰爲菩薩戒師。而滿不重身名不輕正法。雖苦(有緣苦)邀請未即傳授。乃親爲竭(渴)誠方等。行道要取明證。夢佛摩頂。并爲說法。		
30	同「智瑛」 T50卷585B	又陳至德四年永陽王伯智。作牧仙都。迎(延)屈智者來于鎮所。瑛隨師受請同赴(會)+稽山。九旬坐訖仍即辭王。往(住)寶林山寺行法華三昧。初日初夜如有人來搖動戶扇。	智瑛は、智顗に従い、寶林山寺にて法華三昧を行じた。	至德四年 (586)
31	同「普明」 T50卷586A	專求禪法兼行 <u>方等般舟觀音懺悔</u> 。誦法華經一部。	普明は、智顗の元で方等・般舟・觀音懺法を行なった。	太建十四年 (582)
32	同「同」 T50卷586A	智者即上江州廬山東林寺。明於陶侃瑞像閣内。行觀音懺法。	普明は、陶侃の像の前で觀音懺法を行なった。	禎明元年 (587)
33	同「曇榮」 T50卷589B	每年春夏立 <u>方等般舟</u> 。秋冬各興坐禪念誦。	毎年春夏に方等懺法・般舟三昧を行なった。	武德九年以前 (～626)
34	同「同」 T50卷589B ～C	貞觀七年。清信士常凝保等。請榮於州治法住寺。行 <u>方等悔法</u> 。至七月十四日。有本寺沙門僧定者。戒行精固。於道場内見大光明。	在家者が曇榮の元で、方等懺法を行ない、後に道場にて大光明を見た。	貞觀七年 (633)
35	同「同」	又每歲懺法必具兩儀。	曇榮が、毎年懺法	貞觀十三年

	T50卷589C	二篇已下依律清之。先使持衣説淨終形立誓然後羯磨隨治成人。	を必ず行なった。	(639)
36	同「普明」 T50卷598C	日常自勵戒本一遍般若金剛二十遍。六時禮懺所有善根迴向淨土。至終常爾。	普明は、戒・金剛般若經を励み、六時禮懺して善根を淨土の為に回向した。	武徳元年 (618)
37	同「法嚮」 T50卷605C	攝山栖霞寺恭禪師。住法後賢衆所歸仰。承名延致於寺側立法華堂。行智者法華懺。嚮依法行。	法嚮は、智顗の法華懺法を行なった。	隋代
38	同「道成」 T50卷611A	神解嚴明深禪在念。兼六時虔懺。	深く真実の智慧を得、兼ねて、敢かに六時禮懺を行なった。	開皇十九年 (599)
39	同「玄琬」 T50卷616A	至於授受遮難滋彰乃鑒飾道場尋諸懺法。	道場を飾り、諸々の懺法について尋ねた。	貞観初年 (627)
40	同「道興」 T50卷623B ～C	貞観中。青城戴令。來慕欲與同房宿。夜中眠驚走出房外云。見一赤衣僧。執杖打背云何因在此宿。以火照背。如三指大。隱軫赤色。因求悔過。興遇疾甚。聞室中音樂聲。自念。我所求者本在佛果。	夜中に赤衣の僧侶が現れ、悔過を求め、消えた。	貞観年中(600 年代前半)
41	同「靜藹」 T50卷626B	帝精悟朗鑒内烈外温。召僧入内七霄禮懺。欲	周の武皇帝が自ら禮懺し、僧の為に	南北朝 六世紀中期

		親親僭犯冀申殿黜。時既密知各加懇到。……爲僧齋唄並諸法事。經聲七轉莫不清靡。事訖設會。	讚嘆し、会座を設けた。	
42	同「同」 T50卷626C	時宜州沙門道積者。次又出諫。俱不用言。乃與同友七人。於彌勒像前禮懺七日。既不食已一時同逝。	道積という僧侶が仲間と共に彌勒像の前で七日禮懺し、皆臨終した。	
43	同「曇選」 T50卷641B	沙門智滿。當塗衆主。……赴告曰。卿等結聚作何物。在依何經誥。不有冒罔後生乎。滿曰。依方等經行方等懺。選曰。經在何處將來對讀。遂將一卷來。選曰。經有四卷。	曇選が、智滿と方等懺法について問いかけをした。	武徳八年以前 (～625)
44	同「法慶」 T50卷661B	言已失像及慶所在。時即問凝觀寺僧云。慶公死來三日。所造丈六一夕亦失。達曙方見。時共嗟怪。言詳未訖。人報云。慶蘇活。衆咸往問。與大智說同。自爾旦旦解齋。進荷葉六枚。中食八枚。凡欲食時。先以煖水沃令爽濕方食之。周流遠近率諸士女以成其像。依像懺禮無爽晨昏。以大業初卒。	臨終した法慶が仏像と共に現れ、齋を設けて仏像に禮懺し、人が途絶える事が無かった。	開皇三年 (583)

45	同「曇良」 T50巻676B	州西部穀陽城中有老君宅。今爲祠廟。……次西十里有苦城。即傳所云李聘(聃)苦縣人。斯處是也。還歸本寺專誠懺禮。食息已外常在佛前。	亳州の西に老子の家があり、西の彼方に貧しい町があり、曇良は寺に戻り、懺悔を行なった。	隋代
46	同「玄覽」 T50巻683B	貞觀年初入京蒙度。配名弘福。常樂禪誦禮悔爲業。	貞觀年代に玄覽は長安に入り、弘福寺で禮悔をした。	貞觀年代(七世紀前半)
47	同「法誠」 T50巻688C	法華三昧翹心奉行。澡沐中表温恭朝夕。夢感普賢勸書大教。	法誠が法華三昧を奉行すると、夢に普賢菩薩が現れ大教を書写するのを進めた。	唐代
48	同「空藏」 T50巻689C	夏分常行方等懺法。賢劫千佛日禮一遍。常坐不臥垂三十年。	空藏は、夏安居に方等懺法を常に行なった。	唐代
49	同「寶相」 T50巻690B	六時禮悔四十餘年。夜自篤課誦阿彌陀經七遍。	寶相は、六時禮悔を40年行なった。	唐代
50	同「僧晃」 T50巻694C	於開禪師方等行道。洞入時倫無與相映。	僧晃は、開禪師から方等行法を折に触れて学んだ。	唐代
51	同「德美」 T50巻697A	開皇末歲。觀化京師受持戒檢。禮懺爲業。因往太白山誦佛名經一十二卷。每行懺時誦而加拜。人以其總持念力功格涅槃。	開皇年間の末期、德美は、長安にて禮懺を行ない、德美の力により人々は涅槃に至った。	開皇年間 (6世紀末期)
52	同「同」	又延而往。美乃於西院	また、德美は懺悔	武徳年間

	T50巻697B	造懺悔堂。像設嚴華堂 宇宏麗。周廊四注複殿 重敞。誓共含生斷諸惡 業。鎮長禮懺潔淨方等。 凡欲進具必先依憑。	堂を造り、衆生と 共に、方等懺悔を 行なった。	(7世紀初頭)
53	同「寶巖」 T50巻705B	雜藏。百譬異相。聯壁。 觀公導文王孺懺法。梁 高。沈約。徐庾(庫)。 晋宋等數十家。	寶巖は、あらゆる 物を持っており、 その中に、王孺の 懺法があった。	唐代

実例は53例である。これを「対象者別」「時代ごと」「時代ごとの目的別」の3パターンのカテゴリーに分けると以下の通りになる。

最初に、『続高僧伝』における懺法の事例を「対象者別」に分けてみた。区分は、(1)国家（皇帝）と関わる懺法の実修、(2)民衆と関わる懺法の実修、(3)僧侶のみ懺法の実修、(4)その他である。

(1)国家(皇帝)と関わる懺法の実修 1・2・7・8・10・22・23・24・41

(2)民衆と関わる懺法の実修 4・12・28・29・34・40・44・45・51

(3)僧侶のみ懺法の実修 3・5・6・9・13・14・15・16・17・18・19・20
21・25・26・27・30・31・32・33・35・36・37・38
39・42・43・46・47・48・49・50・52

(4)その他 53

以上の結果を見ると、(1)は9例、(2)も9例、(3)は33例となり、「国家(皇帝)・民衆」より「僧侶」が実修する懺法が圧倒的に多い結果となった。しかしながら、(1)(2)の結果から推測するに、懺法は、6～7世紀中期において中国寺院社会に浸透した事を明らかに示している。

次に、懺法の事例を、梁・隋・初唐と「時代ごと」に区分し、先の対象者の結果を踏まえ、□は、(1)国王(皇帝)と関わりのある懺法、■は、(2)民

衆と関わりのある懺法として区分も行なった。

梁 1・2・6・7・8・17・22・23・30・31・32・41

隋 3・4・9・10・11・12・13・14・18・19・20・21・24・25・
26・27・28・38・44・45・51

初唐 5・15・16・29・33・34・35・36・37・39・40・43・46・47・
48・49・50・52・53

以上から、まず時代ごとの実修の数は、梁代が12例、隋代が21例、初唐は19例となった。ここでの結果は、梁代よりも後世の時期に懺法は多く実修され、中国社会に懺法は伝播して行き広まったと考えられる。また、隋・初唐の実修の数はほぼ同じとなった。しかし、大きな差異として、第一に、梁代には国家（皇帝）の為の実修（7例）はあるものの、民衆に関わる実修は皆無であり、隋代になり民衆と関わりのある懺法の事例が6例出現している。これは、民衆にも懺法が広まり普及した結果と考えられる。第二に、初唐においても懺法は行なわれているものの、国家（皇帝）と関わりのある事例が全く皆無となり、民衆との関わりも3例と、隋代と比較して半分に減少している。

では、懺法の事例を「時代ごとの目的別」に分類するとどのようなのか、先の2つのカテゴリー区分をふまえ以下にまとめた。

懺法の目的	梁	隋	初唐
懺法を実修した	30・31・32	9・13・21・25・26・ 27・38	5・15・16・33・35・ 36・37・39・46・48・ 49・52

懺法を講説した		3・18・19・20	43・50
罪惡を減するために懺法を行なった	17		
国家(皇帝)のために懺法を行なった	1・2・7・8・22・23・41	10・24	
民衆のために懺法を行なった		4・12・28・44・45・51	29・34・40
懺法を行ない瑞兆があった		10・14・44	34・40・47
懺法を行ない病が回復・完治	6・7・23	4・11・24・51	
その他			53

上記の表の最初にある、懺法の目的の項「懺法を実修した」とは、僧侶が自らの行・法会として懺法を実修することを意味する。当項目では、梁代は3例、隋代では7例実修され、初唐では12例実修と、僧侶が自身の為に行なう懺法は増加傾向が見受けられる。ここで考えられる事として、第一に、梁代の懺法に関する記載は、懺法を行なったのみに留まっているが、隋代になると、理由・意図するものが明確となっている項目が見受けられる。これは上記“『統高僧伝』における懺法の実例の一覧”にある、No. 9・38が該当する。

実例数は少ないものの、隋代では、修行実践をする上で目的を持ち懺法を実修していたことが伺える。しかしながら、初唐に至ると、隋代にみられた目的性のある懺法の姿は消え、懺法を実修した内容に留まり増大している。また、懺法を講説した事例も隋代では4例、唐代では2例と減少している。

次に国家（皇帝）対する懺法の実例について、上記表の4項目にある

「国家（皇帝）のために饑法を行なった」では、先の第二の「時代別の区分」通り、梁から隋にかけ減少傾向にあり、初唐では皆無となっている。この差異は何であるか。最初に、梁代の国家（皇帝）に関わる饑法の実修をみてみたい。顕著な例として、No. 1 には、皇帝の勅が下され、当本文の前半部分に、

帝以らく、時、雲雷に會して、遠近清晏に、風雨調暢し百穀年に登る。

あに上は三寶に資り、中は四天に頼り、下は神龍に藉り、幽靈叶賛して、方にすなわち福黔黎に被って、茲の厚德を焯くるに非ざるや。⁽⁴⁾

とあり、国家安泰の為、饑法により災難を滅除することを祈願している。また、No. 8 からは、武帝自らが饑法に積極的に参加している項目も見受けられる。

他に、国家（皇帝）に関わる饑法を見るとその多くは、皇帝の私的な理由からの饑法がある。梁代では、No. 7・23では、病や怪我を饑法から回復・完治する項目があり、隋代においても、No. 24に、煬帝の皇后肅妃の病を金光明饑法により命受する記載がなされている。以上、国家（皇帝）に関わる饑法は、梁・隋代を通して国家の公的・私的に関わらず、現世利益的な考えの基に展開していることとなる。

次に、民衆に対する饑法の実例をみると、先述の通り梁代には民衆に関わる事例はないが、隋代では、No. 4 は彦琮が、方等饑法を行ない貧しい者・病者を奉仕する、No. 45は、曇良が貧困の町を見て憂い饑法を行なう、No. 51は、徳美が饑法を行ない、その力により人々が涅槃に入ったと記されている。これら3例は僧侶が人々を救済する為に行なわれた饑法と言える。他の事例として、民衆と関わるのが、No. 12・28・44である。共通項は、僧侶が饑法を行なう事によって民衆の心を動かす、又は仏教信仰の形態が現れている。しかし、唐代の饑法では、民衆による信仰は見受

けられない。

以上、梁・隋・初唐の懺法の事例について見てきたが、本節のまとめとして、以下の点が注目される。まず僧侶側からは、梁代で行なわれ始めた懺法は、隋代に興隆し、様々な実践として行じられる。そして、唐代に入ると、実例は増すものの目的性が失われ行ずるのみに終えている。国家（皇帝）に関しては、梁から隋代では、「現世利益」が主眼とされるが、初唐では激減・皆無となる。民衆に関しては、隋代から僧侶側から懺法を通して民衆と関わろうとするアプローチがあり、民衆もこれに呼応する形として信仰という形態が誕生するが、唐代においては少数となっていく。

なぜ、隋から唐に移行する際に、国家・民衆に関しては以上の激減の大きな変化があったのか。隋代仏教と唐代仏教では何が異なるのか。これを次節の主眼として、隋・唐の仏教が、国家（皇帝）・民衆といかなる関係にあったのか、この差異について解明したい。

3 隋・唐代の仏教社会と中国社会

隋は、581年 2月、楊堅（文帝）は北周静帝から禅譲され帝位につき、国号を隋と定め年号は開皇と改まった。国家の政策の一つである宗教政策において、楊堅は仏教保護・興隆を打ち出している。⁽⁵⁾ 今まで見て来た『続高僧伝』事項以外に、

勅して遂に總じて一千餘人を度し、以って延の請に副う。此れ皇隋釋化の開業なり。その後遂に多く、凡そ前後別に度を請う者、應に四千餘僧有るべし。周の廢する伽藍並に請て興復す。三寶再び弘まり功初運を兼ねるは、又延の力なり。⁽⁶⁾

とあり、周の時代に廃寺とされた寺院を復興し、三宝を敬う詔を勅してい

る。これは、皇帝（国家）と寺院社会が密接に関わっている事を示す。さらに、仏教政策事業として、楊堅は新たに慧日道場・法雲道場を建立している。『統高僧伝』には、慧日・法雲道場に関する記載はいくつか見受けられ、例えば、No. 13「吉蔵」の項の前半に、

開皇の末歳、煬帝晋蕃、四道場を置き、國司供給して、釈李の兩部
各々盡く搜揚す。蔵の名解功を著くるを以て、召して慧日に入れて、
禮事豊華に優賞倫異なり。⁽⁷⁾

四道場の内部に慧日・法雲道場があり、国司が運営に携わり、優れた僧侶・道士を登用している。そして、『国清百録』には、

始め所居の外援に慧日道場を建立し、照禪師以下を安置し、江陵の論
法師、亦已に遠く至る。内援に於ては、法雲道場を建立し、潭州の覺禪
師已下を安置し、即ち深善を建て、輒ち以て諮知す。⁽⁸⁾

鎌田茂雄氏は、「慧日道場は、庶民に対しての道場であり、公的な仏教センターの役割を果たす役目を担っている。」⁽⁹⁾と述べ、国家によって興隆をもたらされた仏教が、隋代に民衆に広がる起因を慧日道場の史料から見る事ができる。

つまり、国家から民衆への仏教興隆の手立てとして、慧日道場は大きな役割を果たしていることとなる。しかしながら、唐代（初唐）においては、隋とは反対に、不安定な仏教政策の時代となる。『仏祖統紀』に、

八年。太史令の傅奕、上疏曰く。佛は西域に在って言祇路遠なり。漢
は胡書を譯し、其の假託を恣す。不忠不孝を使しめ、髪を削て君親を
揖し、遊手食を竊すみ。服を易え、以て租賦から逃げる。⁽¹⁰⁾

これは、唐の初代皇帝、高祖の時に傅奕の廃仏の動きであり、近臣で道士であった傅奕は、仏教に対して人身を惑わすとし、仏教を、不忠不幸にして髪を剃り、親を見捨て、国王・親を見捨て、租税や軍役から逃げている

と痛烈に仏教を批判している。また、太宗の仏教政策に、646年（貞観20年）の「貶肅瑀手詔」が『全唐文』にあり、

佛教に至りては、意として尊ぶ所に非ず。國の常經有りと雖も、固より弊俗の處術なり。何ぞ則ち其の道を求める者、未だ福を将来に驗し、其の教を修する者、辜を既往に受くるを翻えざらんや。⁽¹¹⁾

仏教は尊ぶ所が無く、仏道を求めても未来に幸福があるわけでないとし、仏道は国家の為にはならない考えを打ち出している。皇帝の近親だけでなく、皇帝自身が仏教に対して厳しい政策を出す状況となっている。つまり、初唐の仏教は、隋代の仏教と比較して、安穩な状況ではなく常に廃仏（仏教排斥）と隣り合わせの状況であり、仏教興隆の時代とは言いにくい。また、僧侶は国家にとって重要ではない、国家の為にならないという方向性が見出せる。

以上、第三節の隋・初唐の仏教の展開に基づいて、第二節の時代ごとの饑法実修の差異を考察すると、隋代の仏教は、国家によって仏教興隆が約束され民衆にも仏教が浸透していった時代である。これは慧日道場を通して僧俗の関係が密接となり、現世利益の考えも相まって、饑法も儀礼として民衆に流布していったのではなかろうか。しかし、初唐の仏教は、皇帝や道士（政治家）によって、国家と仏教が切り離され、仏教側にとって安穩とした時代ではなかった。よって、第二節の時代ごとの区分に見られるように、国家（皇帝）に関する饑法、民衆に関わる饑法は激減し、一儀礼として寺院社会に留まっていったのではなかろうか。

4 結 語

本稿では、饑法の実修について各時代区分をし、その統計から分析を行

ない、隋・初唐代では仏教に対して全く異なった国家政策が行なわれた点と仏教儀礼の一つである懺法との関わりについて述べてきた。本稿の題目に「宗教的倫理」としたが、これは、隋代の仏教優遇政策と、唐代の非仏教的政策という正反対の国家運営が、社会に対して及ぼす影響力、しいては仏教に対する考え方（道筋・倫理）の変化を見出そうと考え記した。しかし、基礎資料として用いた『統高僧伝』では、唐代初期までの言及に留まる史料上の限界があり、且つ、懺法からのみでは全ての隋・唐代の仏教界の全体像について述べるに未だ不十分である。今後は、初唐以後の懺法の実修の考察、そして、各々時代に行なわれた齋会からも分析を行ない、国家・社会と仏教との関わりについてさらに深めてゆきたい。

註

- (1) 参考文献として、鎌田茂雄「第一章 唐代仏教の社会的発展」（『中国仏教史』第六卷 隋唐の仏教（下）東京大出版会 1999年）47頁、塩入良道「(1) 懺法の基調としての懺悔」（『中国仏教における懺法の成立』大正大学天台学研究室 2007年）1～7頁。
- (2) 先学の研究については、総合的な懺法の研究として、註(1)の、塩入良道『中国仏教における懺法の成立』がある。他の懺法に関する研究には、大野栄人「第二章 天台智顗の禅法と観法の形成 第一節 中国における方等懺法の実修とその意義」（『天台止観成立史の研究』法蔵館 1994年）83～104頁、林鳴宇『宋代天台教学の研究「金光明経」の研究史を中心として』（山喜房佛書林 2003年）等があげられる。
- (3) 引用は全て、『大正蔵』50巻『統高僧伝』である。なお、懺法実修の記載部分には下線を引いた。
- (4) 『統高僧伝』（『大正蔵』50巻・426b）
- (5) 鎌田茂雄氏は、「隋代の仏教」『中国仏教史』第五卷（38頁）にて、「僧や導士は州の管轄下に置かず、直接、煬帝自らが国の管轄とした」とあり、生活資具を供給し、家僧として礼遇し一生涯保障することを約束している。
- (6) 『統高僧伝』（『大正蔵』50巻・489a）
- (7) 『統高僧伝』（『大正蔵』50巻・514a）

- (8) 『国清百録』（『大正蔵』46巻・806c）
- (9) 鎌田茂雄氏は（脚注 5参照 38頁）、「外援の慧日道場は総管府の外郭部にあって仏事，説法，研学などを行なう開かれた道場，内援の法雲道場は晋王の私宅近くに置かれ，家族の宗教生活を行なうところ」と述べている。なお，慧日道場・法雲道場に関する先行研究は，山崎宏著『隋唐佛教史の研究』（法蔵館 1967年）があげられる。
- (10) 『仏祖統紀』（『大正蔵』49巻・362b）
- (11) 「貶肅瑀手詔」（『全唐文』第八巻 上海古籍出版社 1995年）36 頁

